

# ほうじん HIT

ひみ いみず たかおか

第124号  
2024



芝生広場



本開発公園（射水市）  
インクルーシブ遊具



ネット遊具



ボルタリング



らせんチューブスライダー

## contents

署長着任のご挨拶／税務署定期異動…	2	青年部会・女性部会活動(租税教室) …	8	自主点検チェックシート……………	20
第13回定時総会 ……………	3	女性部会活動報告……………	9	コラム……………	21
青年部会総会／女性部会総会……………	4	税制改正アンケート結果……………	10	税理士会だより……………	22
県連総会／寄附活動／新春講演会……………	5	国税の窓……………	14	新会員のご紹介／年末調整説明会・セミナー ……	23
法人会活動報告……………	6	食品ロス……………	18	税を考える週間講演会／表紙説明……………	24

# 着任のご挨拶

高岡税務署 署長 西田 陽 祐



本年7月の定期人事異動により、高岡税務署長を拝命いたしました西田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

公益社団法人高岡法人会の会員の皆様方におかれましては、平素から法人会活動を通じ、税務行政全般に格別の御理解と御協力を賜っておりますことを、本誌をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

高岡法人会は、昭和27年に創立された伝統のある法人会であり、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、長きにわたり、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に取り組まれるとともに、各種研修会・講演会の開催をはじめ、会員による租税教室の開催や小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の実施など、公益法人として積極的に社会貢献活動を展開されておられます。

これもひとえに、牧田会長をはじめとする歴代の役員並びに会員の皆様方のたゆまぬ努力の賜物であり、その御熱意と御尽力に対しまして心から敬意を表する次第であります。

さて、近年、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のデジタル化・国際化の進展等により、大きく変化しています。国税当局におきましても、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」に基づき、税務行政のデジタル化を推進

するにあたり、国税庁が目指すべき姿・基本的な方向性について、①納税者の利便性の向上、②課税・徴収事務の効率化・高度化等、③事業者のデジタル化促進という3つの柱に基づいて施策を進めていくこととしております。

法人会会員の皆様方におかれましては、キャッシュレス納付の利用拡大、年末調整手続の電子化等、税務行政のデジタル化に、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、昨年10月に開始されたインボイス制度については、制度の周知、研修会など、貴会の御支援により円滑な立ち上がりとなりました。今後は制度の定着が重要と考えておりますので、事業者の方がインボイスの取扱いに不安を抱くことのないよう、事業者の立場に立った柔軟な相談体制の構築と、登録要否相談の継続など、引き続き丁寧な対応を行ってまいります。

しかしながら、このような取組を推進していくためには、税に対する良き理解者である高岡法人会の皆様方のお力添えが何より必要であり、より一層の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、高岡法人会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄、そして能登半島地震からの一日も早い復興を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。



## 高岡税務署 定期人事異動

令和6年7月10日発令

官 職	氏 名	前 職
署 長	西 田 陽 祐	金沢国税不服審判所 管理課長
副 署 長	中 田 陽 子	金沢派遣国税庁監察官 監察官
総 務 課 長	須 磨 一 義	武生税務署 総務課長
特 官（法人）	柳 原 肇	富山税務署 情報技術専門官
特 官（法人）	亀 沢 哲 夫	高岡税務署 法人第二統括官
法人第一統括官	吉 田 聡 全	金沢税務署 法人第二統括官
法人第二統括官	鈴 木 昌 利	高岡税務署 法人第三統括官
法人第三統括官	栗 津 秀 平	金沢国税局 人事第一課 人事専門官
法人審理専門官	水 野 雅 美	(留 任)
法人連絡調整官	谷 口 洋 介	金沢国税局 課税総括課 総務係長

令和6年7月 高岡税務署 署長

平成5年7月 金沢国税不服審判所 管理課長

平成3年7月 金沢国税局 徴収課長

令和2年7月 金沢国税局 統括国税徴収官

平成30年7月 金沢国税不服審判所 審判官

平成29年7月 金沢派遣監督評価官

平成27年7月 金沢税務署 徴収特官

【西田陽祐署長略歴】

# 公益社団法人高岡法人会第13回定時総会を開催

## 公益社団法人 高岡法人会 第13回定時総会



令和6年5月22日（水）、ホテルニューオータニ高岡にて、公益社団法人高岡法人会第13回定時総会が、半田あおい高岡税務署長ほか多数のご来賓ご臨席のもと、会員165名（委任状1,203名）が出席し開催されました。

総会は、来賓紹介、牧田会長挨拶のあと定足数の確認、議長選出が行われ、牧田会長が議長席につき、下記の議事について議案審議がなされました。

【報告事項】 令和5年度事業報告について

第1号議案 令和5年度収支決算並びに監査報告承認の件

第2号議案 役員辞任に伴う補充選任の件

【報告事項】 令和6年度事業計画及び収支予算について

以上について、全て原案どおり可決承認されました。

最後に、半田高岡税務署長、梅崎高岡市総務部長よりご祝辞をいただき総会は滞りなく終了しました。

今回辞任された役員、選任された役員は次のとおりです。

辞任役員			➔	選任役員		
理事	中田邦彦	加越能バス(株)		理事	松井康浩	加越能バス(株)
監事	中島亨	高岡信用金庫	監事	奈良康功	高岡信用金庫	

## 総会特別講演会



総会終了後、国際ジャーナリスト 堤 未果氏の「ショック・ドクトリン～報道されない世界経済の裏側と、家族と祖国を守る方法～」と題して講演がありました。

「ショック・ドクトリン」とは、「テロや戦争、パンデミックや金融危機、自然災害などショックな事件で国民が思考停止している際に、通常は反対されるような法律を導入し、社会を都合よく作り変え、国際金融資本が儲ける手法」のことで、大災害の裏で知らない間に重要な政策を推し進める悪魔の手法ともいい、我々がショックドクトリンから身を守るためには、①メリットしか言わない、②やたら急がす、③選択肢がない場合には、一度立ち止まった方が良いと話された。

# 青年部会・女性部会総会

## 青年部会第39回定時総会を開催



令和6年6月5日(水) ホテルニューオータニ高岡において、青年部会第39回定時総会が、会員17名(委任状28名)、ご来賓として半田高岡税務署長、牧田高岡法人会会長はじめ多数のご来賓のご臨席のもと開催されました。

総会は、徳永副部会長の司会ではじまり、来賓紹介の後、山崎部会長が、「税のオピニオンリーダーとして、適正な申告納税はもちろんであるが、税の使い道についても意見を述べていくことが必要である。」と挨拶されました。

続いて、議案審議に入り、全ての議案が原案どおり可決承認されました。

その後、司会より卒業生10名を紹介しました。

最後に、半田高岡税務署長、牧田高岡法人会会長よりご祝辞をいただき総会は滞りなく終了しました。

## 女性部会第34回定時総会を開催

令和6年6月5日(水) ホテルニューオータニ高岡において、女性部会第34回定時総会が、会員24名(委任状46名)、半田高岡税務署長、牧田高岡法人会会長、上田高岡税務署法人第一統括官ご臨席のもと開催されました。

小杉副会長の司会で、来賓紹介の後、山田会長が、女性部会としては租税教育、社会貢献活動に取り組んでいきたいと挨拶されました。

続いて議案審議に入り、全ての議案が原案どおり可決承認されました。

最後に、半田高岡税務署長、牧田高岡法人会会長よりご祝辞をいただき総会は滞りなく終了しました。



## 税務研修会

令和6年6月5日(水)、女性部会、青年部会定時総会の開催に合わせ、半田あおい高岡税務署長による税務研修会を開催しました。「税務職員の私が伝えたいこと」と題し、40年余りの税務署勤務を踏まえて、苦労話などを話された。多くの女性部会員、青年部会員が熱心に聴講しました。



# 公益社団法人富山県法人会連合会 第12回通常総会開催

令和6年5月28日(火)、パレブラン高志会館にて、公益社団法人富山県法人会連合会第12回通常総会が、端秀樹金沢国税局課税部次長、鬼頭俊也富山税務署署長ほか多数のご来賓ご臨席のもと、盛大に開催されました。総会に先立ち、武内県連会長より、永年にわたり法人会活動の推進と組織の充実強化に務められ会の発展に貢献された役員に表彰状が贈呈されました。受賞された役員の皆様をご紹介します。

【全法連会長表彰<単位会功労者>】 中村 春夫氏 松野 郁夫氏  
【富山県連会長表彰<単位会功労者>】 三箇 洋氏 澤田 康博氏



中村 春夫氏



松野 郁夫氏



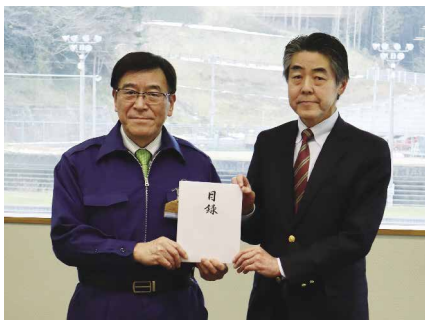
三箇 洋氏



澤田 康博氏

## 被災自治体への寄附活動

令和6年1月1日に発生した能登半島地震で、氷見市、高岡市、射水市が被災したことから、高岡法人会の公益事業に「被災自治体等への寄附」を追加する変更届を富山県に提出した上で、令和6年2月1日、牧田会長が氷見市を訪れ、林氷見市長に100万円の災害復旧支援金を贈りました。また、2月5日に、西村副会長が高岡市を、林副会長が射水市をそれぞれ訪れ、各50万円の災害復旧支援金を贈りました。



牧田会長が林市長へ贈呈



西村副会長が梅崎総務部長へ贈呈



林副会長が夏野市長へ贈呈

## 新春特別講演会

【開催日】 令和6年1月25日(木)

【演題】 「ウクライナ危機 その背景と国際的影響」

【講師】 慶應義塾大学総合政策学部 教授 廣瀬 陽子氏

廣瀬陽子氏は、戦況について「サイバー攻撃、情報戦でウクライナ有利であったが、ロシアは苦戦の中、戦争の立て付けが変化してきており、長期化の様相である」と話された。また、世界のエネルギー市場に与える影響や食糧危機の深刻化などについても話された。



# 法人会活動報告

## 公益共催セミナー

令和6年3月13日(水)



【講師】社会保険労務士 赤澤 将 氏

【演題】「2024年問題と労務リスク

～何がどう変わるのか！～」

公益共催セミナーは、高岡法人会とAIG損害保険㈱との共催で毎年開催しています。

今回は、4月から適用される、物流・運送業界や建設業界の時間外労働の上限規制について、実態が規制の枠になかなか収まらないという状況であることから、2024年問題の再確認と、長時間労働に潜む労務リスク、時間外労働の上限規制への実務対応について勉強しました。

## 雇用管理研修

令和6年4月17日(水)

【講師】

第一講座 社会保険労務士法人アシスト人事

代表社員、社会保険労務士 宮本敦子氏

第二講座 (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構

富山支部 高年齢・障害者業務課 担当職員

【内容】

第一講座では、宮本先生から「法改正等の解説と実務上の注意点について」と題して、年取の壁支援パッケージ、労働条件明示のルール変更、時間外労働の上限規制等について分かり易く説明がありました。

また、第二講座では、「障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金等」について説明がありました。



## 法人税実務講座（初級編）

【開催日】令和6年6月12日、19日、7月9日、16日

【講師】税理士 油谷 奈津紀 先生

【内容】法人税と会社の基礎知識、法人税の基礎知識、消費税の基礎知識、法人に関連する税金の基礎知識



## 決算期別研修会

【講師】 高岡税務署 法人課税審理専門官 水野 雅美 氏

【場所】 高岡商工ビル

【内容】 決算における主な注意点（改正点含む）、定額減税、電子帳簿等保存法



令和6年3月 5日（火）  
（1月～3月決算法人）



令和6年6月 20日（木）  
（4月～6月決算法人）

## 社会貢献活動

令和6年8月4日（日）

### 高岡古城公園の

### 清掃美化活動に参加

令和6年8月4日（日）の早朝6時30分、恒例の「高岡古城公園清掃美化運動」に、高岡法人会の役員13名が参加し、社会貢献活動を行いました。



## 異業種交流旅行（野尻湖テラスと信州もも狩り）

令和6年8月6日（火）

曇天の高岡駅南口に総勢40名が集合し、7時30分に出発、北陸、上信越自動車道を走り、妙高高原ICで降り、野尻湖テラスへ向かいました。

到着後、片道10分の観光リフトに乗って、標高1,100mの展望テラスへ、残念なことに、一面のガスで野尻湖も北信五岳も見えませんでした。テラス下のゆり畑は綺麗でした。

その後、野尻湖湖畔を経由し信州フルーツランドへ移動し、昼食、もも狩りを体験しました。待望の冷えたもも30分間食べ放題では、ほとんどの方が2～3個で満腹でしたが、6個以上食べた方もいらっしゃいました。

最後に、小布施に立ち寄り、北斎館の見学など街並みを散策してきました。



# 青年部会・女性部会（租税教室）

小学6年生を対象に、青年部会・女性部会の役員が講師となって、子供達に生活の中での税金の使われ方や役立つ税金に関するクイズなどについてパワーポイントを使って租税教室を行いました。

## 【青年部会】



令和6年5月15日 高岡市立五位小学校



令和6年5月17日 射水市立大門小学校



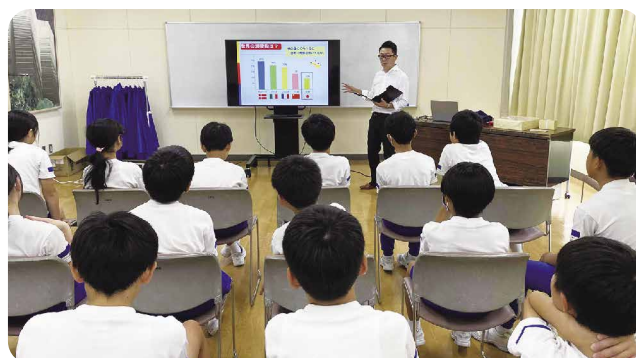
令和6年5月29日 高岡市立伏木小学校



令和6年5月30日 射水市立歌の森小学校



令和6年6月18日 氷見市立朝日丘小学校



令和6年7月17日 高岡市立二塚小学校

## 【女性部会】



令和6年6月25日 射水市立金山小学校



令和6年7月10日 氷見市立十二町小学校



# 女性部会活動報告

## 全国女性フォーラム広島大会

令和6年4月18日(木)



4月18日(木)、広島グリーンアリーナにて、第18回全国女性フォーラム広島大会が全国から約1,700名の女性部会員が集まり開催されました。

広島交響楽団桂冠指揮者の下野竜也氏の「音楽・師との出会い」～今、我々に求められること～と題して講演がありました。

その後、式典・懇親会が行われ全国の女性部会員が交流を深めました。

また、会場外では「税に関する絵はがきコンクール」の令和5年度全国の応募の中から選ばれた作品が展示され、アイデアあふれる絵はがきを鑑賞しました。

当会からは、山田会長ほか5名が参加しました。

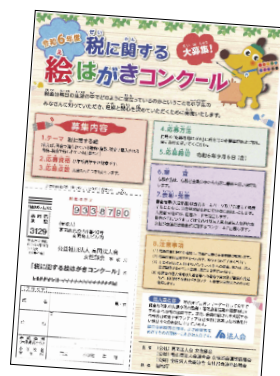
翌日、原爆資料館、大和ミュージアムを訪れ、改めて平和の大切さを感じた全国大会の参加でありました。

## 『税に関する絵はがきコンクール』応募用紙を寄託

令和6年5月10日(金)

女性部会の山田会長・小杉副会長が高岡税務署を訪れ、租税教育活動の一環として、全国で実施されている「税に関する絵はがきコンクール」の応募用紙5,000枚を、半田あい高岡税務署長へ手渡し、各小学校への配布を依頼しました。

税務署では、各市の教育委員会の学校教育課長に応募用紙を渡し、学校への配布と校長への協力依頼をお願いしました。



## 租税教育バス

令和6年7月2日(火)

女性部会では、高岡市立戸出東部小学校6年生35名を対象とした県内の公共施設を見学する租税教育バスを運行した。高岡税務署、富山県議会議事堂、イタイイタイ病資料館を訪れ、施設の見学や説明を聞き、税金の大切さについて学びました。

高岡税務署の署内見学・租税教室の後、県議会議事堂に移動し、議場に入ると、議員席に座る体験をしました。また、イタイイタイ病資料館では、イタイイタイ病の恐ろしさや克服の歴史を時間の流れに沿って説明していただき、環境と健康を大切にすることについても勉強しました。

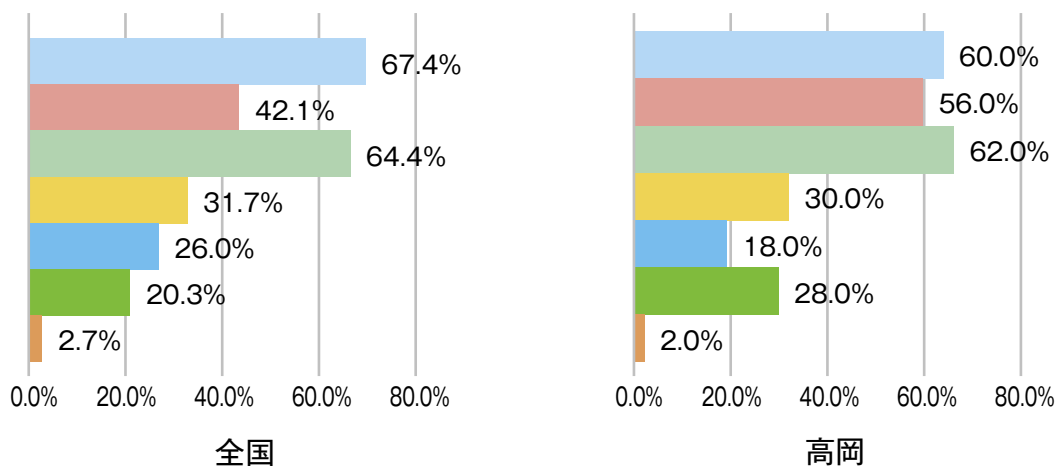


# 令和7年度税制改正アンケート結果（抜粋）

## Q1 中小企業向け税制

令和7年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制（法人税関係）で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

- 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等
- 交際費課税の損金算入枠の拡大
- 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- 役員給与の損金算入の拡充
- その他

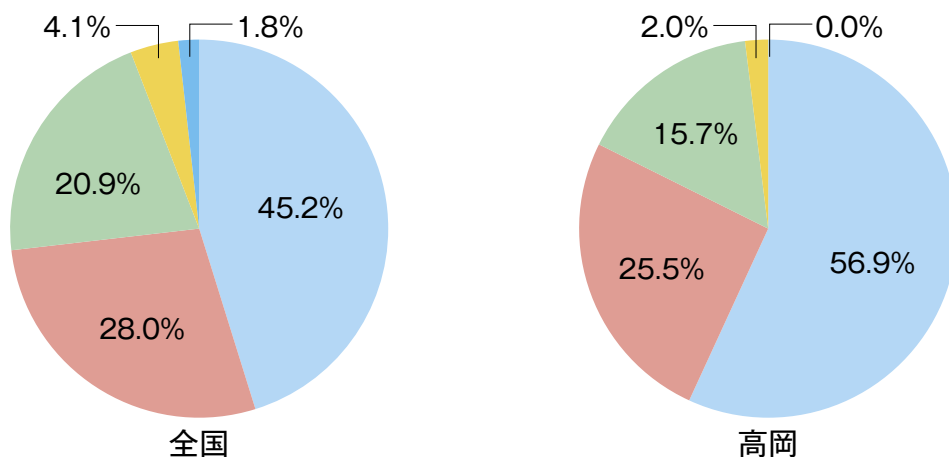


※ 率は、回答数を集計枚数（全国 12,395 枚、高岡 50 枚）で除した数字である。

## Q2 法人関係／企業の賃上げ

政府は持続的な賃上げを目指してありますが、物価が高騰する中、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。令和6年度税制改正において、積極的な賃上げ等を促すための税制措置が講じられていますが、あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

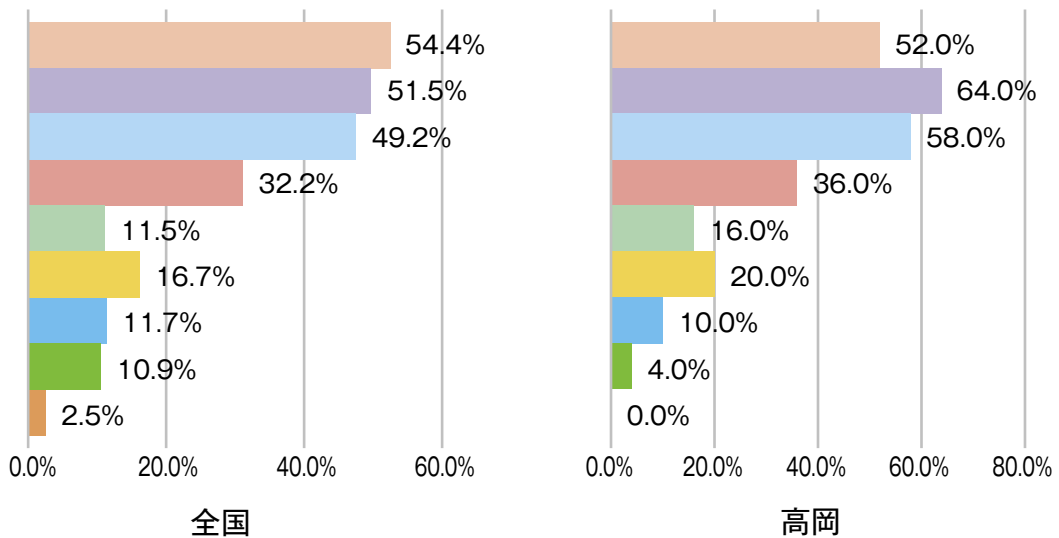
- 賃上げをする
- 賃上げを検討したい
- 賃上げは難しい
- わからない
- その他



### Q3 消費税／インボイス制度①

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。インボイス制度が導入されたことにより、具体的にどのような負担が増えたのか、以下より3つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
- 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- 従業員への社内教育・研修
- 事務負担の増加による人件費の負担増
- インボイス処理に伴う設備等への負担増
- 特に問題なく対応できている
- その他

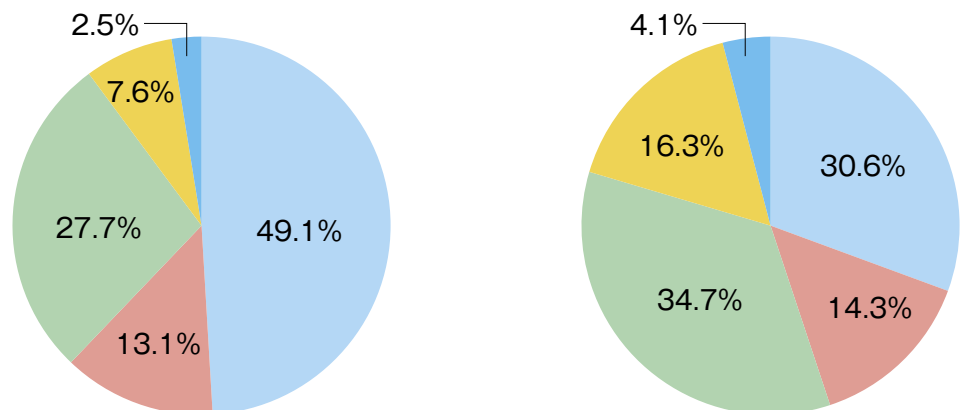


※ 率は、回答数を集計枚数（全国 12,395 枚、高岡 50 枚）で除した数字である。

### Q4 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

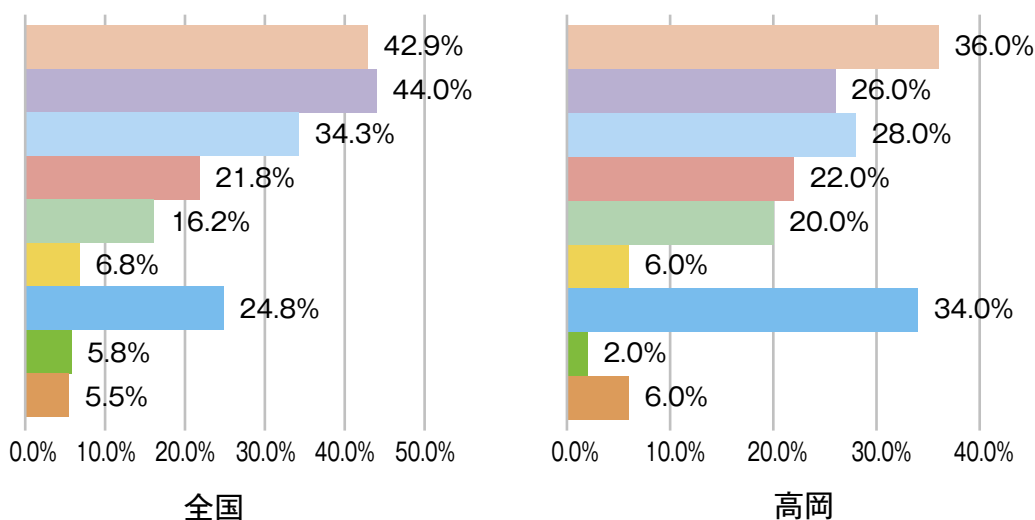
- これまでと変わりなく取引を行う
- 取引をするかしないかについて検討していない
- 課税事業者にならなければ取引は難しい
- その他
- 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない



## Q5 事業承継／相続税・贈与税納税猶予制度（特例措置）

令和6年度税制改正では、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、相続税・贈与税納税猶予の特例制度における特例承継計画の提出期限が令和8年3月末まで2年延長されました。平成30年から令和4年までの特例承継計画申請件数は約14,500件であり、制度の利用が伸び悩んでいます。その原因は何であると考えられますか。以下より3つ以内で選んで下さい。

- 制度自体を知らない
- 納税猶予を取り消された場合のリスクが大きい
- 内容が複雑すぎてよく分からない
- 納税猶予額相当の担保を提供する必要がある
- 認定申請書類等の作成、手続きが煩雑
- 時限措置であり、相続・贈与のタイミングが合わない
- 都道府県庁や税務署に一定期間ごとに報告・届出するのが手間
- 対応してもらえない専門家が少ない
- その他

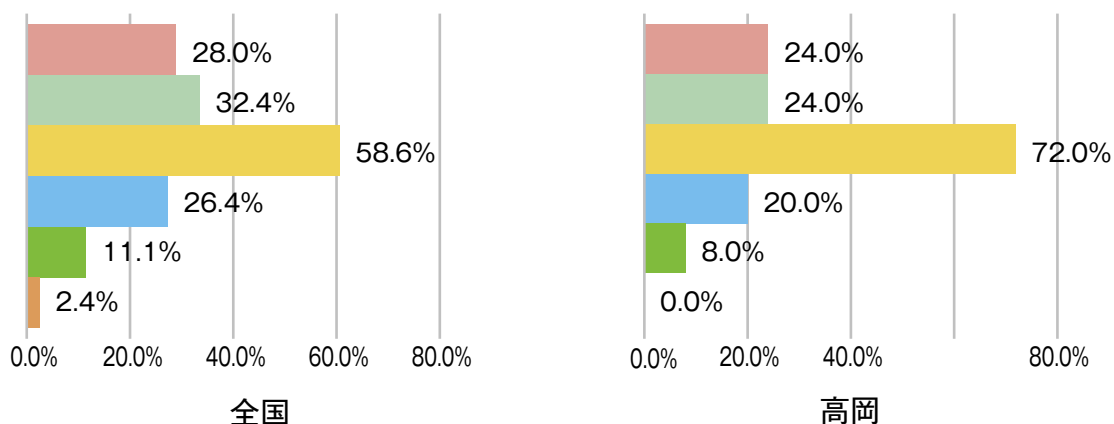


※ 率は、回答数を集計枚数（全国 12,395 枚、高岡 50 枚）で除した数字である。

## Q6 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われていています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- 免税点を大幅に引き上げる
- 家屋の評価方法を見直す
- わからない
- 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- その他

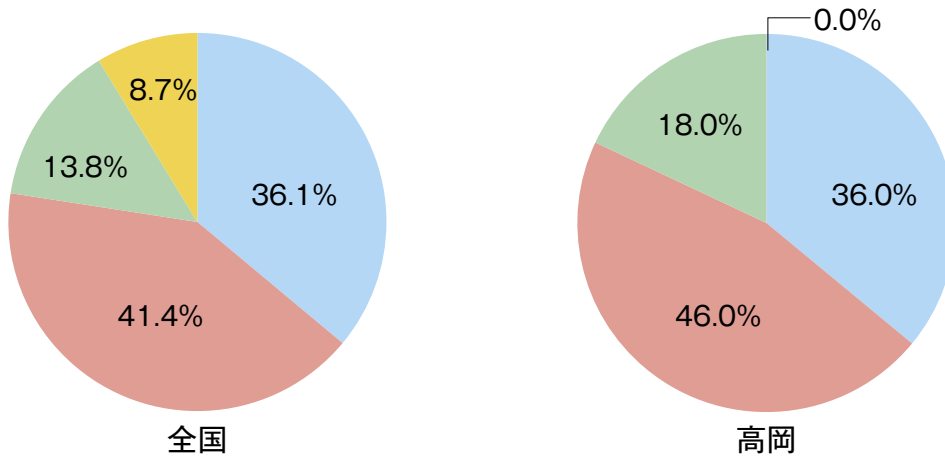


※ 率は、回答数を集計枚数（全国 12,395 枚、高岡 50 枚）で除した数字である。

## Q7 社会保険の適用範囲の拡大

従業員101人以上の企業で週20時間以上働く等の短時間労働者（パート等）は、厚生年金保険・健康保険の加入対象となっていますが、本年10月からは「従業員51人以上」の企業にまで拡大されます。今後、企業規模要件をさらに見直していくことも検討されていますが、どう考えますか。

- 人材を確保するためにはやむを得ない
- 社会保険料の企業負担が増加するので反対である
- わからない
- その他

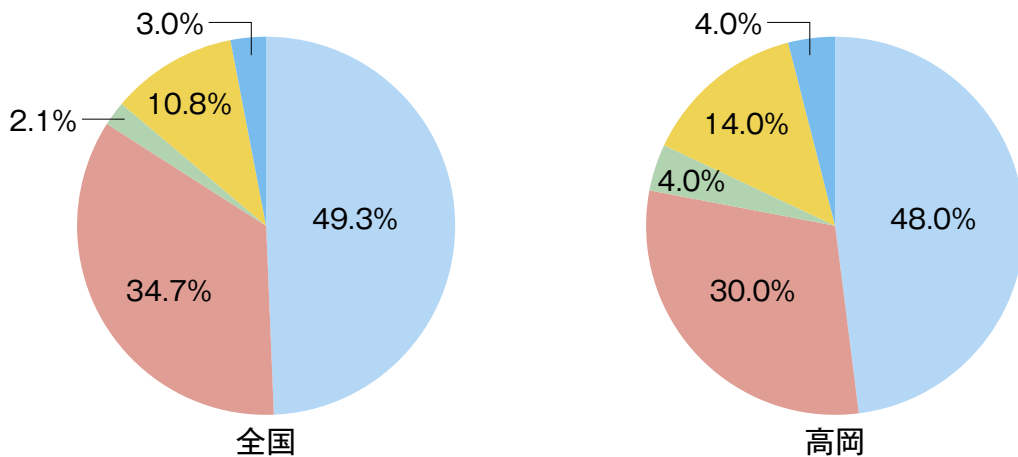


※ 率は、回答数を集計枚数（全国12,395枚、高岡50枚）で除した数字である。

## Q8 国民負担率

日本の国民負担率は45.1%（令和6年度見直し、租税負担・社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。我が国は、少子高齢化、かつ人口減少という深刻な社会構造問題を抱えており、今後の負担増が予想されますが、国民負担率についてどう考えますか。

- 高すぎる
- 現状程度でよい
- 低すぎる
- わからない
- その他



税務署へ行かなくても！

# あなたの疑問、解決します！

## 税についての疑問

- ・医療費を支払ったら確定申告すればいいの？
- ・寄附金控除を受けられるのはどんなとき？



国税庁ホームページから

## タックスアンサー（よくある税の質問）で解決！

- 「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載しています。「自分に合った状況」や「キーワード」などから検索もできます。



詳しくはこちら



身近な税金から災害に関する税金まで役立つ情報が満載！是非ご利用ください！

医療費



No.1120 医療費を支払ったとき（医療費控除）	
【平成21年4月1日現在適用中】	
1 医療費控除の概要	
この年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と世帯を一にする配偶者かその他の親族のために医療費を支払った場合に、その支払った医療費が一定額を超えたときは、その超過額を7%に計算される金額（下記2.参照）の控除を受けられることができます。これを医療費控除といいます。	
2 医療費控除の対象となる医療費の要件	
(1)	納税者が、自己又は自己と世帯を一にする配偶者かその他の親族のために支払った医療費であること。
(2)	その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること（所払いの医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となりません。）。

## チャットボット（ふたば）で解決！

- 国税に関する相談は、「チャットボット（ふたば）」をご利用ください。
- ご質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくとAI（人工知能）が自動回答します。土日、夜間でもご利用いただけます。



詳しくはこちら



税務職員ふたば

電話から

## 電話相談センターで解決！

- 国税に関するご相談は、「電話相談センター」をご利用ください。
- 税務に精通した**国税局の職員**がお答えします。

高岡税務署へ電話をし、音声案内に従い「1」を選択してください。

税務署での面接相談は **事前予約** が必要です。

面接による相談予約は、高岡税務署へ電話をし、音声案内に従い「2」を選択して日時を予約してください。

高岡税務署 TEL 0766-21-2501

**おすすめします！**

# ～国税のデジタル手続～



税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます！

## 申告・届出・申請

- スマホ・PCから手続できないの？
- 書類を紙で管理するのは大変



### 国税の手続にはe-Taxがとても便利です！

- e-Taxでは、インターネットを利用して申告・届出・申請などの各種手続を行うことができます。
- 利用開始の手続等については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますので、是非ご覧ください。



詳しくはこちら

## 国税の納付

- クレジットカード払いはできる？
- 口座引落しで納税する方法は？



### 「キャッシュレス納付」が簡単！便利です！

- 国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。
- 国税庁では、各種の「キャッシュレス納付」手続を用意していますので、是非ご利用ください。



詳しくはこちら

## 納税証明書

- 請求の度に税務署の窓口へ行くのは面倒
- 何枚も請求すると手数料がかさむ



### 電子納税証明書 (PDF) がとても便利です！

ご自宅、オフィス等から

- メリット1 **スマホで完結！** タブレットでも！
- メリット2 **手数料がお得！** 1税目1年度あたり370円
- メリット3 **何枚でも** 期限内であれば印刷・使用可能！



詳しくはこちら

### 複数枚必要な方に特にオススメ！

1回の請求（手数料）で取得したファイルを

**プリンターで** 期限内であれば何枚でも印刷できます！



紹介動画は  
こちら

R06.06

# マイナポータルって ご存じですか？



マイナポータルとねんきんネットやe-Taxを  
連携するとメリットいっぱい！

例えば…

マイナポータルとねんきんネットを  
連携すると

**国民年金保険料の控除証明書** や  
**年金の源泉徴収票** を

電子データで受け取れます！

いつでも  
スマホで確認  
できます！

※ 受け取った電子データは、e-Tax や年末調整で利用できます。  
詳しくは以下をご確認ください。

《参考》  
スマホでの表示画面イメージ

マイナポータル



マイナちゃん  
マイナンバーPRキャラクター



<https://myna.go.jp>

ねんきんネット  
(ねんきんネットによる  
電子送付サービス)



ねんきん太郎  
「ねんきんネット」マスコット



[https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshisofu\\_kojin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshisofu_kojin.html)

確定申告書等  
作成コーナー



イータ君  
e-Tax キャラクター



<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/smsp/top>



確定申告も e-Tax で  
更に便利!!



高岡税務署・高岡年金事務所



# 令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ

(所得税及び復興特別所得税関係)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震災害（以下「能登半島地震」といいます。）により被災された方については、所得税に関し、税制上の措置があります。

## 1. 所得税等の軽減又は免除

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。

なお、能登半島地震により被害を受けた方については、令和5年分又は令和6年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

### お手続きの方法

所得税等を軽減 免除する年分	令和5年分の 確定申告の有無	お手続き	ご用意いただく書類など
令和5年分	確定申告 を済ませ ていない	令和5年分の 確定申告	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市区町村から交付された「り災証明書」 ⑤令和5年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書等)
	確定申告 を済ませ ている	令和5年分の 更正の請求 等	上記①から④までの書類のほか、 令和5年分の確定申告書の控え (e-Tax メッセージボックスの受信 通知からダウンロードした PDF ファイル等)
令和6年分	令和6年分の確定申告		上記①から④までの書類のほか、 令和6年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社 会保険料控除証明書等)

(注) 1 被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。

2 上記のお手続きには、それぞれ期限があります。

## 2. その他

### (1) 見舞金や災害義援金の取り扱い

個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

### (2) 個人事業者の方

能登半島地震により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方については、別途、税制上の措置があります。

### お手続きのサポートのご案内

☞ 個別相談を希望される場合は、上記1の表にある書類等を準備し、**事前予約**の上、高岡税務署個人課税部門へお越しください。

〔電話番号：0766-21-2501（代表）〕

※自動音声案内に従い、「2（税務署）」を選択してください。

☞ **国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】**

国税庁ホームページには、能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。

また、能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

# みんなで 「食品ロスの削減」に 取り組んでみよう!



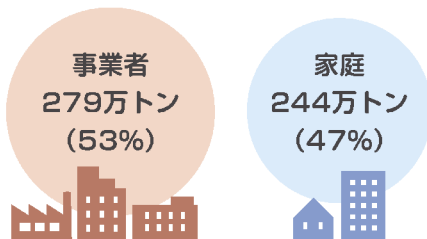
## 「食品ロス」ってなんだろう?

まだ食べることができるのに、捨てられている食品のことをいいます。

日本の「食品ロス」は年間523万トン<sup>(※)</sup>で、食品ロスの約半分は家庭からでています。日本の人口1人当たり、毎日、おにぎり1個分(114g)の食べ物を捨てている計算になります。



日本全体で年間523万トン



(※) 令和3年度推計 (農林水産省・環境省)

## 「食品ロス」を減らすには……

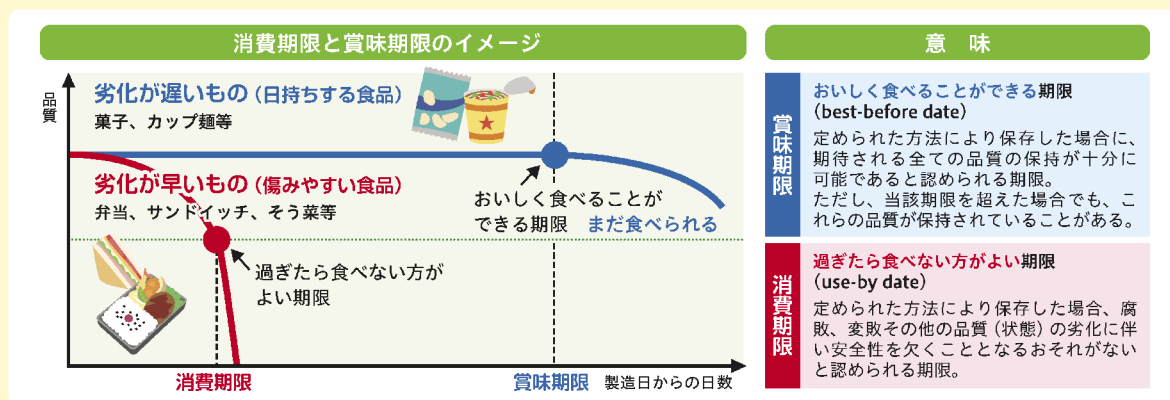
食品の期限表示を正しく理解することが大切です。

「消費期限」と「賞味期限」を正しく理解することで「食品ロス」の削減につながります。

「消費期限」 → 「過ぎたら食べない方がよい期限」

「賞味期限」 → 「おいしく食べることができる期限」

※表示されている期限は開封前の期限ですので、一度開封したら期限に関わらず早めに食べましょう。



(消費者庁「食品ロス削減ガイドブック」を基に作成)



# 今日から実践! ~身近な事から始めよう~

## 買物

### ① 事前に冷蔵庫内などをチェック!

メモ書きや **スマホ等で食材を撮影** して、期限表示とあわせて確認する方法が有効。

### ② 必要な分だけ買いましょう!

**家にある食材を確認** し、必要な分だけ買いましょう。

### ③ すぐに食べるなら、商品棚の手前から取りましょう。

商品棚の手前から奥にかけ、期限が長いものが置かれることが多く、奥から商品を取ると手前の商品が売れ残り、期限も近づき廃棄されてしまう場合があります。**スーパーやコンビニ** などでは、**商品棚手前** に置かれた商品には値引きシールが貼られていることがあります。



## 調理

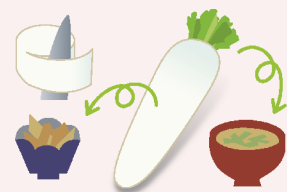
### ① 食べきれる量を作りましょう!

体調を把握、健康にも配慮。また、家族の予定なども考慮しよう!

### ② 残っている食材から使いましょう!

### ③ 調理を工夫してみよう! (ちょっとした工夫も楽しもう)

野菜の皮を薄く切ったり、食材によっては、茎や根元など食べられる物もあります。



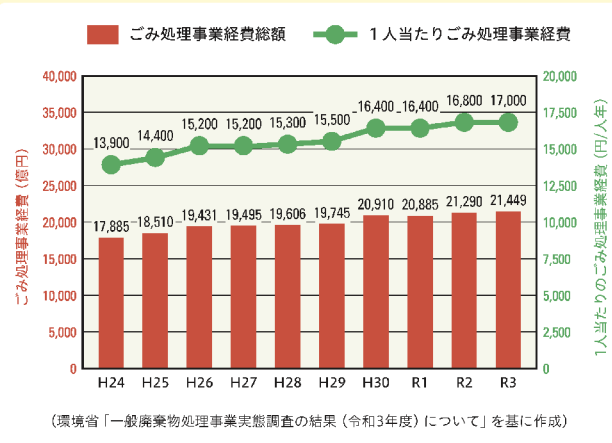
「食品ロス」を減らすことは……地球にもやさしいね

「食品ロス」削減は、地球温暖化の原因である二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) を減らすことに繋がります。食品は多くの水分を含んでおり、焼却時に多くのエネルギーを使用し、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) が発生します。また、重量のある生ごみを減らすことでごみの運搬に使う燃料も減ります。

家庭からの食品ロスは、一般廃棄物の一部として処理され、焼却処分するための費用は、税金で賄われています。食品ロスを含む一般廃棄物の処理費用に年間約2.1兆円<sup>(※)</sup>が使われています。

(※令和3年度)

### ■ごみ処理事業経費



お問い合わせ先

公益社団法人高岡法人会

電話番号 0766-23-8855

URL <https://www.houjin-takaoka.com>

~法人会 女性部会は「食品ロス」の削減に取り組んでいます~

全法連「食品ロス」  
サイトはこちら



# 企業の皆様

# 法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に  
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 「法人事業概況説明書」(表面) 8. (5) 「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した経理についての社内監査実施の有無を記入することができます。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査

実施の有無  有  無

(法人会 自主点検チェックシート)

法人会 自主点検チェックシート (国税庁後援) は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組みしていない  
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」(裏面) 17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況

〇〇法人会会員

(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

法人会の会員であることを  
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「経営者のミカタ 法人会自主点検チェックシート」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



公益社団法人高岡法人会

電話番号 0766-23-8855

URL <https://www.houjin-takaoka.com/>

# 期末使用人未払金賞与が否認された事例

税理士 牧野 義博

会社給与規定により、「支給日に在職する使用人のみ賞与を支給する」とした場合

**調査官** 期末に使用人賞与を未払金処理していますね。

**担当者** 法人税法施行令第72条の3（使用人賞与の損金算入時期）第2号の賞与に該当していますので、問題はないと思います。

**調査官** つまり、その支給金額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしているのですね。

**担当者** はい、そのとおりです。

**調査官** ちなみに、通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払われていますか？

**担当者** はい、支払っています。

**調査官** それでは給与規定を確認させていただきます。これによると、賞与の支給日に在職する使用人のみに支給するとありますね。

**担当者** それが何か問題ですか。

**調査官** 支給額の通知をした使用人が支給日までに退職した場合には、賞与を支給しないという解釈でよろしいですか？

**担当者** はい、そうです。

**調査官** 実際にこのケースが適用されたことがありますか？

**担当者** はい、あります。

**調査官** 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与である場合の使用人賞与は確定債務と認められます（法人税法施行令第72条の3第1号賞与に該当する場合）。従って、期末の未払賞与は認められますが、そのためには支給日に使用人が退職し

ていても当然確定債務ですから支払わなければなりません。

しかし、給与規定では支給しないと明文化されていますし、実際に支給されていない事例が発生しています。つまり、確定債務が崩れてしまいましたので、この未払賞与は損金に算入することができません。

**担当者** それでは支給されなかった該当者分は否認されるということですか。

**調査官** いいえ、そうではありません。通知をした全ての使用人に対し1月以内に支払っていることの要件を満たさなくなりますので、支給されなかった賞与の金額だけでなく、賞与の総額そのものが未払処理できません。

**担当者** 仮に、退職者がいなかったのに、通知をした金額を全額支給していた場合にはどうなりますか。

**調査官** 給与規定に従い、通知をした支給額について退職した場合には賞与を支給しないこととなりますので、賞与総額が未払処理できません。給与規定を根本から見直す必要があります。

**担当者** 未払処理した翌事業年度において、業績悪化により賞与の一部を減額して支給をした場合はどうですか。

**調査官** 使用人に通知したことにより金額が確定されていたのが、前提となる要件が崩れてしまいますね。債務の確定が崩壊しましたので、未払金処理により損金算入された支給額は否認されます。



【筆者紹介】 牧野 義博 (まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1～3」「税務トラブルと債務の確定」(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

# 税理士会だより

## 所得税の定額減税について

税理士 山本豊之

令和6年分所得税について、給与所得者の方は6月から定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されています。

源泉徴収事務を担当されている方は、特別な仕事が増えて大変だと思います。

### 定額減税とは

「定額減税」とは、故人と個人の扶養親族などの人数により算出される定額減税額を、令和6年分の所得税額及び個人住民税所得割額から差し引くことにより、所得税及び個人住民税の負担を軽減する特例措置をいいます。

定額減税額	所得税	個人住民税
本人分	3万円	1万円
同一生計配偶者又は扶養親族	1人につき3万円	1人につき1万円

定額減税は、控除できる所得税額及び個人住民税所得割額がある方が対象となります。

なお、定額減税額がその人の所得税額や個人住民税所得割額を超える場合には、それぞれその税額を限度として控除されます。

また、所得税額や個人住民税所得割額から定額減税額（定額減税可能額）を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市町村から給付されることになっています。

### 所得税の定額減税の対象となる方

令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である個人（居住者）が対象です。

※ 給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下の方が対象です。

### 給与所得者に対する実施

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から定額減税額に相当する金額が控除されます。

令和6年6月の給与等に係る源泉所得税額から控除しきれなかった場合は、以後令和6年中に支払われる給与等に係る源泉所得税額から順次控除されます。

### 事業所得者・不動産所得者等に対する実施

#### 《確定申告における控除》

原則として、令和6年分の所得税の確定申告の際に、所得税の額から定額減税額を控除します。

#### 《予定納税における控除》

予定納税の対象となる方は、確定申告での控除を待たずに、第1期分予定納税額から定額減税額に相当する金額が控除されます。

※ 最終的には、確定申告の際に年税額と定額減税額との精算を行うこととなります。

### 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金

定額減税しきれないと見込まれる場合は、その差額が、個人住民税を課税する市町村から給付されます（確認書が届くそうです。返信が必要とのこと）。

詳しくは、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」、内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」並びに総務省ホームページ「個人住民税における定額減税について」をご覧ください。

# 新会員のご紹介 (令和6年1月～)

(敬称略)

法人名	代表者	法人名	代表者
高岡市 (株)田名田板金工業所 まちひとしごと(株) (株)山久技建 (株)だいが板金工房	田名田 誠 本川祐治郎 山田 洋三 穴田誉土嗣	射水市 BaseCグループ(株) (株)カーペンターズカンパニー 桶谷電気(株) サノ工業(株) 氷見市 (株)エフケイワーク	魚 敬丈 只野 明 桶谷 久勝 佐野 清美 栗原 慧一

## 年末調整説明会・年末調整実践セミナーのご案内

高岡税務署・高岡市役所の  
各担当者が説明します

年末調整の流れとポイントを解説

### 令和6年分 年末調整説明会

- 日 時 / 令和6年11月21日(木) 14:00～16:00
- 会 場 / 富山県高岡文化ホール 大ホール
- 定 員 / 300名 (TEL 0766-25-4141)

※ 説明会会場で書籍『年末調整のしかた』(大蔵財務協会発行)を  
会員特別価格で販売します。ご購入の方は事前申込が必要です。



税理士がわかりやすくお伝えします。

### 2024年版年末調整実践セミナー

オンラインセミナー

- 日 時 / 令和6年11月8日(金) 14:00～15:30  
【見逃し配信期間】11月12日(火)～11月20日(水)
- 定 員 / 50名(先着順、1社1名)
- 申込締切日 / 11月5日(火)
- 講 師 / 税理士 大岡 百合子 氏



Zoom 使用



#### 講座内容

1. 所得税計算の仕組み
2. 年末調整とは
3. 年末調整タイムスケジュールと準備作業
4. 年末調整の対象者とは
5. 今年度の改正点と定額減税
6. 年末調整業務の実務作業での注意点
7. 間違いやすいポイント

## 年末調整説明会・年末調整実践セミナーのお申し込み

9月1日から  
受付

公益社団法人 高岡法人会ホームページ <https://www.houjin-takaoka.com/>  
「セミナー・講演会・イベントのお知らせ」からお申し込みください。

入場無料



## テーマ 「運」を科学する ～運がいい人の行動パターン～

■ 日 時 / 令和6年11月14日(木) 14時～15時30分

■ 会 場 / 富山県高岡文化ホール 多目的小ホール  
(高岡市中川園町13-1 TEL 0766-25-4141)

■ 講 師 / 脳科学者/医学博士/認知科学者  
東日本国際大学教授/京都芸術大学客員教授  
森美術館理事

### 中 野 信 子 氏

#### ■ 経 歴

1998年東京大学工学部応用化学科卒業 2008年東京大学大学院医学系研究科脳神経医学専攻博士課程修了。2008年フランス国立研究所にて博士研究員として勤務。2010年帰国。研究・執筆を中心に活動。2015年東日本国際大学教授に就任、2020年京都芸術大学客員教授に就任。

現在、脳や心理学をテーマに研究や執筆の活動を精力的に行っている。

科学の視点から人間社会で起こりうる現象及び人物を読み解く語り口に定評がある。

#### ■ 書 籍

「サイコパス」(文春新書)、「世界の「頭のいい人」がやっていることを1冊にまとめてみた」(アスコム)、「空気を読む脳」(講談社+α親書)、「科学がつきとめた『運のいい人』」(サンマーク出版)など

## 表紙説明

### 本開発公園 (射水市)

射水市本開発地区(大島)の商業エリア「アイタウン射水」内に、令和6年4月23日、屋内外にインクルーシブ遊具4基を備えた「本開発公園」が開園しました。

「インクルーシブ遊具」とは、体に障がいがある子ども、ない子ども一緒になって遊ぶことができる遊具のことです。

屋外に芝生広場や回転遊具などが整備されています。

また、らせん状の外観が特徴的な木造2階建ての屋内遊具場には、ネット遊具、ボルタリング、らせんチューブスライダーなどが設置されています。

この屋内遊具場は、「人が集まる回遊遊び空間をつくる」をコンセプトに、子供たちの多様な「あそび」が、らせん状の渦巻のように重なり合いながら、「からだ」と「こころ」を育み、それを見守る親世代が、時間を共有して世代や地域が交わることで、新たな賑わいが創出される施設を目指しています。

県内で数少ない、屋外・屋内施設がある公園で、天候が悪い日でも無料で遊べる公園です。

ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

